

平成 30 年 11 月 15 日

ローンをご利用のお客様へ

### ローン完済時における契約書類のお取扱いについて

当組合では、これまで、お客さまのご返済によって契約が終了となったローン関係の完済書類につきまして一律に返却しておりましたが、平成 31 年 2 月 1 日以降に新規ご契約のローンからは、契約終了後も当組合で 5 年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更させていただきます。

完済後の契約書類の返却を希望される場合は、お手数ですがお取扱い店舗までお申出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点はお取扱い店舗もしくは最寄の店舗までお問い合わせください。

※一般融資、代理貸付、住宅ローンについては、本取扱の対象外となります。

※カードローンについては、これまでどおりご返却いたしません。

以上